

第1号議案

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく
特殊建築物の位置について

(南アルプス市 一般・産業廃棄物処理施設)

建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可について

| | |
|-------|--|
| 申請者名称 | 有限会社 峡南環境サービス 代表取締役 河澄 秋芳 |
| 位 置 | 南アルプス市戸田字南戸田916番地18 他14筆 (都市計画区域内 工業専用地域) |
| 申請理由 | <p>今般、廃棄物の受入量が増加傾向にあることや、自治体との災害協定を締結する中で速やかに廃棄物処理を行う体制づくりが必要であることから、下記の変更を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・新規処理施設の設置(3施設)・既存処理施設の稼働時間の延長(8時間→16時間) |

◆建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

法第51条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。

ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合には、この限りでない。

①一般廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令(位置の制限を受ける処理施設)

第130条の2の2 法第51条 本文(法第87条第2項 又は第3項 において準用する場合を含む。)の**政令で定める処理施設**は、次に掲げるものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) **第5条第1項のごみ処理施設**(ごみ焼却場を除く。)

◆廃棄物処理法施行令(一般廃棄物処理施設)

第5条 法第8条第1項 の政令で定める**ごみ処理施設**は、**一日当たりの処理能力が5t以上**(焼却施設にあっては、一時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m²以上)のごみ処理施設とする。

①一般廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和)

第130条の2の3

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

五 法第51条ただし書の規定による許可を受けた汚物処理場若しくはごみ焼却場その他のごみ処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けないこれらの用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は4,500人以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

①一般廃棄物処理施設

■ 処理能力の増加量(1.5倍の検討)

| 施設種類 | 施設名称 | 既存 ／ 新規 | 現在の処理能力 (t/日) | | 変更後の処理能力 (t/日) | | 許可対象 (t/日) |
|------|-------|---------------|------------------|--------------|-------------------|---------------|-----------------------------------|
| 破砕施設 | 破砕施設1 | 既存 | 199.20 (8h) | 合計 461.52 | 398.40 (16h) | 合計 1394.90 | >692.28 (461.52 × 1.5倍) |
| | 破砕施設2 | 既存 | 256.00 (8h) | | 512.00 (16h) | | |
| | 破砕施設3 | 既存 | 6.32 (8h) | | 6.32 (8h) | | |
| | 破砕施設4 | 新規 | — | | 475.20 (16h) | | |
| | 破砕施設5 | 新規 | — | | 2.98 (8h) | | |
| 圧縮施設 | 圧縮施設1 | 既存 | 86.56 (8h) | 合計 89.68 | 173.12 (16h) | 合計 176.24 | >134.52 (89.68 × 1.5倍) |
| | 圧縮施設2 | 既存 | 3.12 (8h) | | 3.12 (16h) | | |

※()内の数字は1日当たりの施設稼働時間

南アルプス市都市計画審議会で敷地の位置が都市計画上支障がないことを審議済

②産業廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令（位置の制限を受ける処理施設）

第130条の2の2 法第51条本文の**政令**で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物処理法施行令**第7条第1号から第13号の2**までに掲げる産業廃棄物の処理施設

◆廃棄物処理法施行令（産業廃棄物処理施設）

第7条 法第15条第1項の**政令**で定める**産業廃棄物の処理施設**は、次のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| 第8の2号 | 第二条第二号 に掲げる 廃棄物 （事業活動に伴って生じたものに限る。）又は がれき類の破碎施設 であつて、一日当たりの処理能力が 五トン を超えるもの |
|-------|---|

※ **第二条第二号**に掲げる**廃棄物**・・・木くず

※ **建築基準法施行令第130条の2の3第三号**又により、工業専用地域では木くず及びがれき類の**破碎施設**の許可対象について、1日あたりの処理能力が**100トン**を超えるものに緩和。

②産業廃棄物処理施設

◆建築基準法施行令（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

令第130条の2の3

六 法第51条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第3条第2項の規定により法第51条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力がそれぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の1.5倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第3号に掲げる処理能力の1.5倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

②産業廃棄物処理施設

■ 処理能力の増加量(1.5倍の検討)

| 施設種類 | 施設名称 | 既存 ／ 新規 | 現在の処理能力 (t/日) | | 変更後の処理能力 (t/日) | | 許可対象 (t/日) |
|----------------|-------|---------------|-----------------------|---------------------|------------------------|---------------------|--|
| 破砕施設 (木くず) | 破砕施設1 | 既存 | 199.20 (8h) | 合計 203.92 | 398.40 (16h) | 合計 878.32 | > 305.88 (203.92 × 1.5倍) |
| | 破砕施設3 | 既存 | 4.72 (8h) | | 4.72 (8h) | | |
| | 破砕施設4 | 新規 | — | | 475.20 (16h) | | |
| 破砕施設 (がれき類) | 破砕施設2 | 既存 | 256.00 (8h) | | 512.00 (16h) | | > 384.00 (256.00 × 1.5倍) |

※()内の数字は1日当たりの施設稼働時間

山梨県都市計画審議会で敷地の位置が都市計画上支障がないことを審議

申請概要

- 申請者 住所:南巨摩郡富士川町青柳町3492番地
氏名:有限会社 峡南環境サービス 代表取締役 河澄 秋芳

■ 行為の概要(現況)

- ・平成20年に法第51条ただし書の規定による許可を受け廃棄物処理施設を設置。
- ・一般廃棄物は、主に近隣市町村から、可燃物、不燃物、粗大ごみを受け入れており、処理施設としては、破碎施設、圧縮施設、減容固化施設を設置している。
- ・産業廃棄物は、一般排出事業者から、がれき、廃プラスチック、木くず、紙くず、繊維くず、金属くず等を受け入れており、処理施設としては、破碎施設、圧縮施設、選別施設、減容固化施設を設置している。

今回、一般及び産業廃棄物について、従前(平成20年)の許可時の1.5倍を超える処理能力となることにより許可が必要となった。

申請概要

変更の概要

①新規処理施設の設置(3施設)

受入量増加に対応するため、下記施設を新設する。

| 処理施設 | 品目 | | 備考 |
|----------|-----------|---------------------|-------------------|
| | 一般廃棄物 | 産業廃棄物 | |
| 破砕施設4 | 可燃ごみ、粗大ごみ | 木くず、繊維くず | 建築廃材、剪定樹木、大型木製家具等 |
| 破砕・溶融施設1 | 可燃ごみ、粗大ごみ | 廃プラスチック類 | 発泡スチロール |
| 破砕施設5 | 不燃ごみ | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず | 蛍光灯 |

②施設稼働時間の延長

受入量増大時(災害時含む)に一時的に多量排出が予想される廃棄物処理施設の稼働時間を8時間から16時間に延長する。(全10施設中、8時間稼働5施設、16時間稼働5施設)

③事業用地の拡大

事業用地を拡大し、新規処理施設を設置する。

○事業用地面積・・・現在:8238.23㎡、変更後:9876.35㎡(1638.12㎡増)

申請概要

【一般廃棄物】 当該処理場における法51条ただし書き許可施設の概要

| 処理施設 | | 現在の処理能力(t/日) | 変更後の処理能力(t/日) | 備考 | |
|-----------|----|---------------------|---------------|--------|-----------------|
| 一般廃棄物処理施設 | 既存 | 破砕施設1(可燃物、粗大ごみ) | 199.20 | 398.40 | 能力増 (8h→16h) |
| | | 破砕施設2(不燃物) | 256.00 | 512.00 | 能力増 (8h→16h) |
| | | 破砕施設3(可燃物、粗大ごみ) | 6.32 | 6.32 | 変更無し |
| | | 圧縮施設1(可燃物、不燃物、粗大ごみ) | 86.56 | 173.12 | 能力増 (8h→16h) |
| | | 圧縮施設2(不燃物) | 3.12 | 3.12 | 変更無し |
| | | 減容固化施設1(可燃物、粗大ごみ) | 2.56 | 2.56 | 変更無し |
| | 新規 | 破砕施設4(可燃物、粗大ごみ) | - | 475.20 | (16h) |
| | | 破砕施設5(不燃物) | - | 2.98 | (8h) |
| | | 破砕・溶融施設1(可燃物、粗大ごみ) | - | 0.40 | (8h) |

申請概要

【産業廃棄物】 当該処理場における法51条ただし書き許可施設の概要①

| 処理施設 | | | 現在の処理能力(t/日) | 変更後の処理能力(t/日) | 備考 | |
|-----------|----|-------|------------------|---------------|--------|-----------------|
| 産廃廃棄物処理施設 | 既存 | 破砕施設1 | 木くず | 199.20 | 398.40 | 能力増 (8h→16h) |
| | | | 繊維くず | 13.60 | 27.20 | |
| | | 破砕施設2 | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | 256.00 | 512.00 | 能力増 (8h→16h) |
| | | | がれき類 | 256.00 | 512.00 | |
| | | 破砕施設3 | 廃プラスチック類 | 2.80 | 2.80 | 変更無し |
| | | | 紙くず | 2.80 | 2.80 | |
| | | | 木くず | 4.72 | 4.72 | |
| | | | 繊維くず | 6.32 | 6.32 | |
| | 新規 | 破砕施設4 | 木くず | - | 475.20 | (16h) |
| | | | 繊維くず | - | 104.00 | |

※()内の数字は1日当たりの施設稼働時間

申請概要

【産業廃棄物】 当該処理場における法51条ただし書き許可施設の概要②

| | | 処理施設 | 現在の処理能力(t/日) | 変更後の処理能力(t/日) | 備考 | |
|-----------|------------------|----------|-----------------------|---------------|--------|-----------------|
| 産廃廃棄物処理施設 | 既存 | 圧縮施設1 | 廃プラスチック類 | 119.04 | 238.08 | 能力増 (8h→16h) |
| | | | 紙くず | 124.40 | 248.80 | |
| | | | 木くず | 153.28 | 306.56 | |
| | | | 繊維くず | 103.76 | 207.52 | |
| | | | 金属くず | 86.56 | 173.12 | |
| | | | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | 287.44 | 574.88 | |
| | | 圧縮施設2 | 金属くず | 3.12 | 3.12 | 変更無し |
| | | 減容固化施設1 | 廃プラスチック類 | 2.56 | 2.56 | 変更無し |
| | | | 紙くず | 2.56 | 2.56 | |
| | | | 木くず | 2.56 | 2.56 | |
| | | | 繊維くず | 2.56 | 2.56 | |
| | | 選別施設1 | 廃プラスチック類 | 34.40 | 68.80 | 能力増 (8h→16h) |
| | | | 紙くず | 29.60 | 59.20 | |
| | | | 木くず | 54.40 | 108.80 | |
| | | | 繊維くず | 12.00 | 24.00 | |
| | 金属くず | | 112.80 | 225.60 | | |
| | ガラス・コンクリート・陶磁器くず | | 100.00 | 200.00 | | |
| | がれき類 | | 148.00 | 296.00 | | |
| | 新規 | 破砕施設5 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶器くず | - | 2.98 | (8h) |
| | | 破砕・溶融施設1 | 廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶器くず | - | 0.40 | (8h) |

※()内の数字は1日当たりの施設稼働時間

申請概要

■ 建築物の概要

| | 建築物名称 | 階数 | 構造 | 高さ | 延べ面積 | 建築面積 |
|-------|-----------|----|-----|-------|-----------------------|-----------------------|
| 既存建築物 | ① 廃棄物処理施設 | 2 | 鉄骨造 | 9.55m | 3428.41m ² | 2955.82m ² |
| | ② 廃棄物処理施設 | 1 | 鉄骨造 | 6.50m | 807.76m ² | 807.76m ² |
| | ③ 危険物貯蔵庫 | 1 | CB造 | 2.80m | 9.77m ² | 9.77m ² |
| | ④ 料金所 | 2 | 鉄骨造 | 6.21m | 89.74m ² | 44.87m ² |
| | 既存建築物合計 | — | — | — | 4335.68m ² | 3818.22m ² |

容積率 : 43.74% < 200% 建ぺい率: 38.66% < 60%

今回の申請にあたり、建築物の増改築等を行わない。

申請概要

■ 作業日

月曜日～土曜日（日曜日 休業）

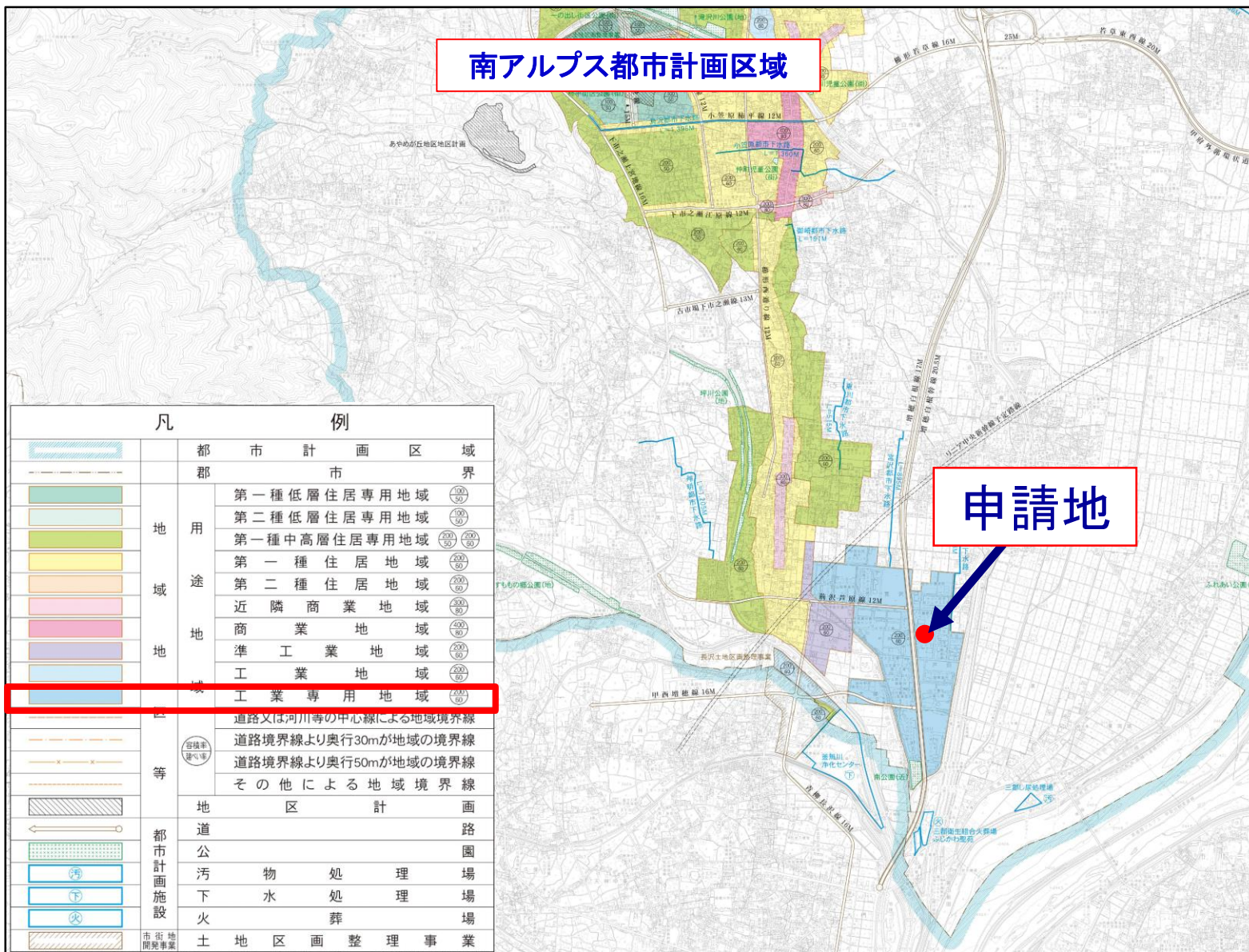
■ 作業時間

8時間 8:00～17:00（12:00～13:00 除く）

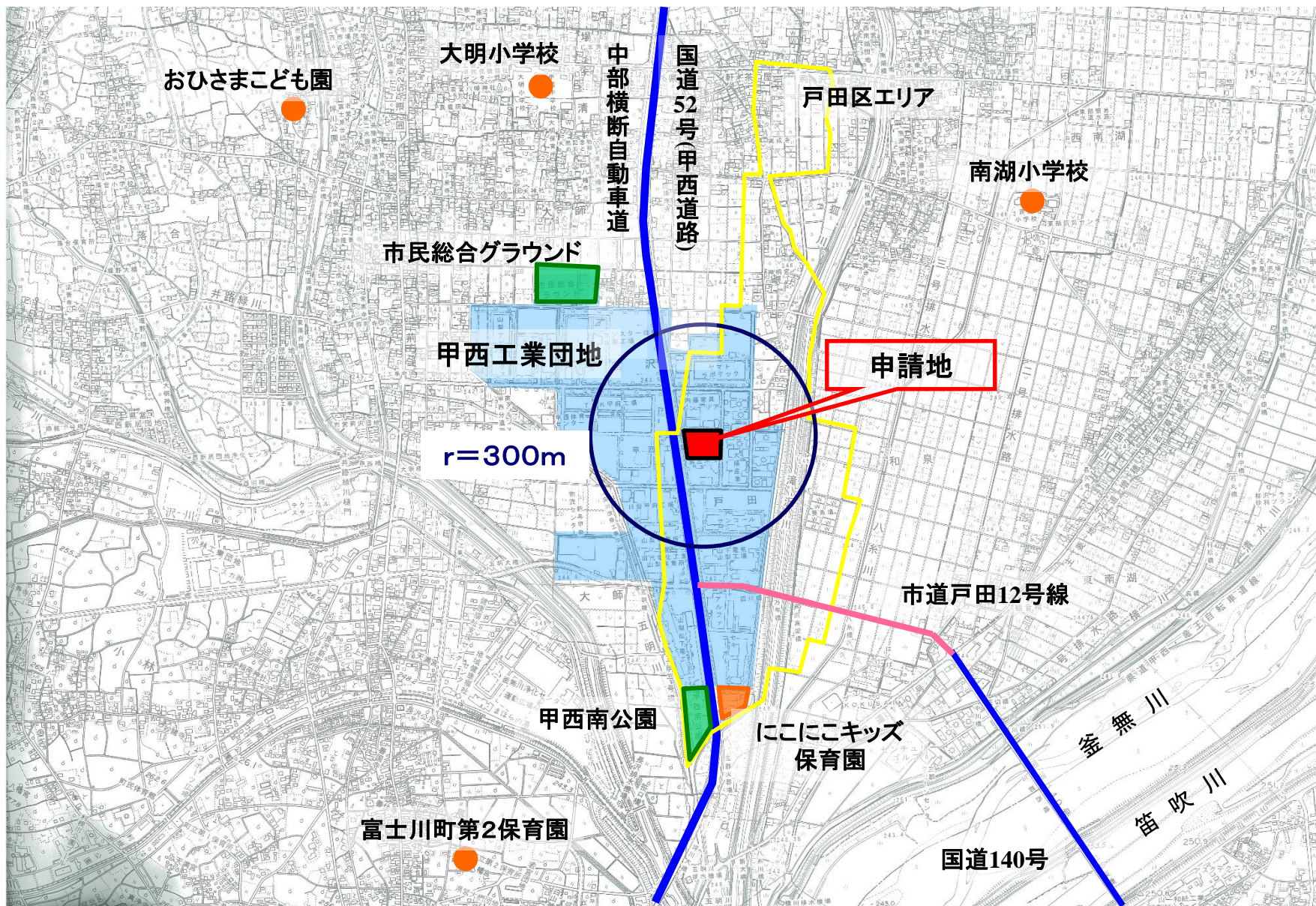
※施設稼働時間最大16時間（受入量増大時）

■ 搬出入等時間 8:00～17:30

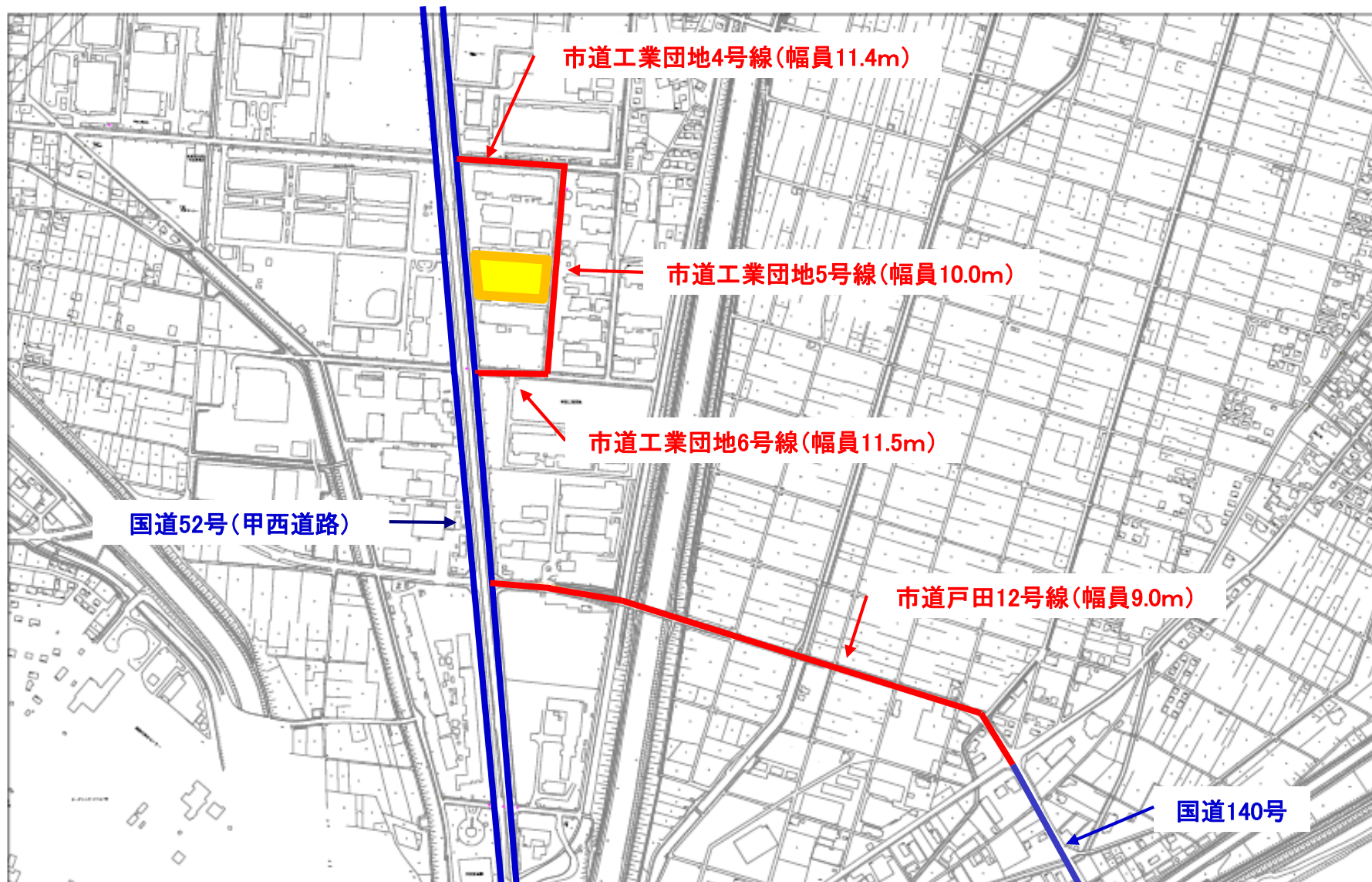
都市計画図



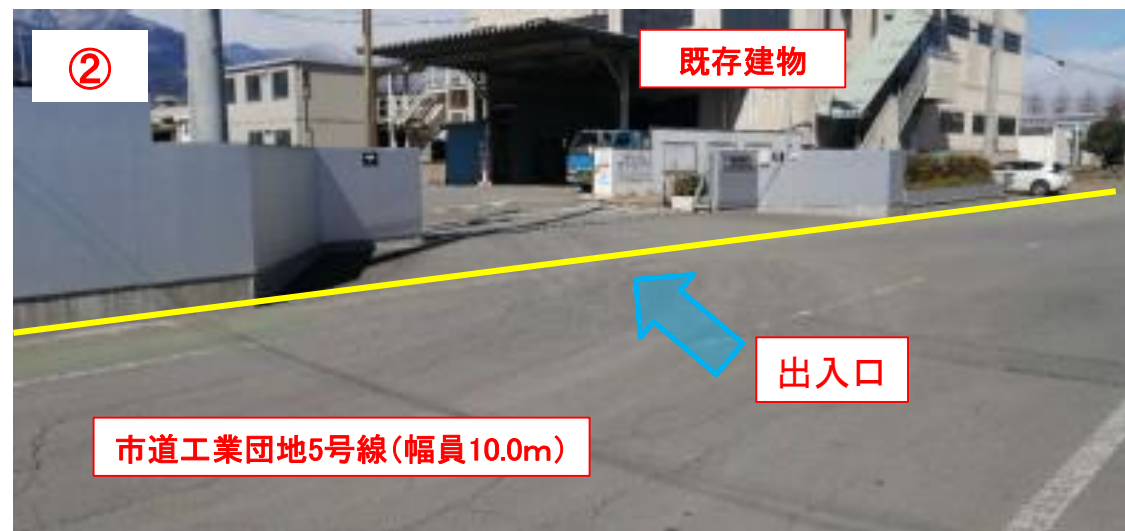
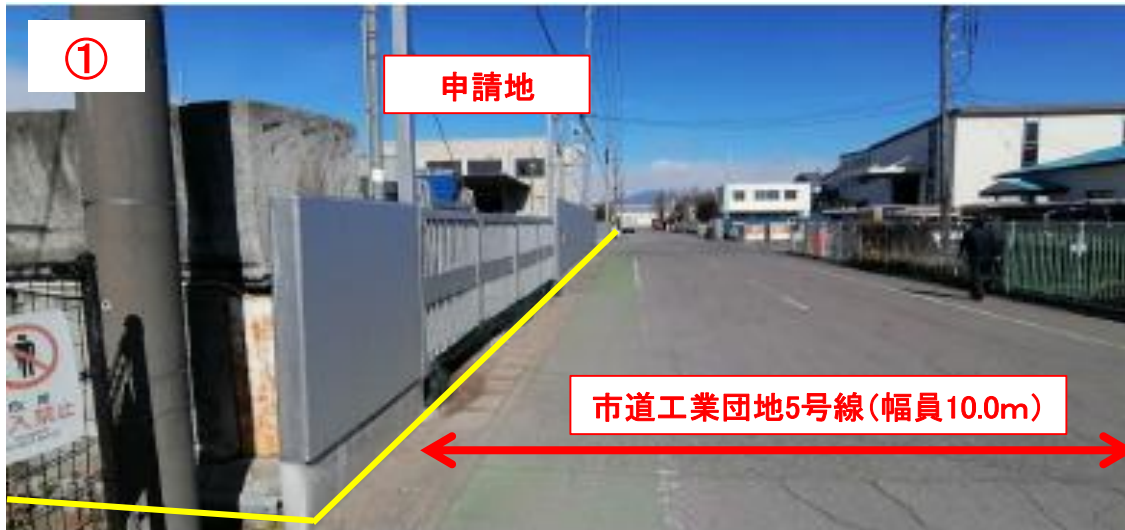
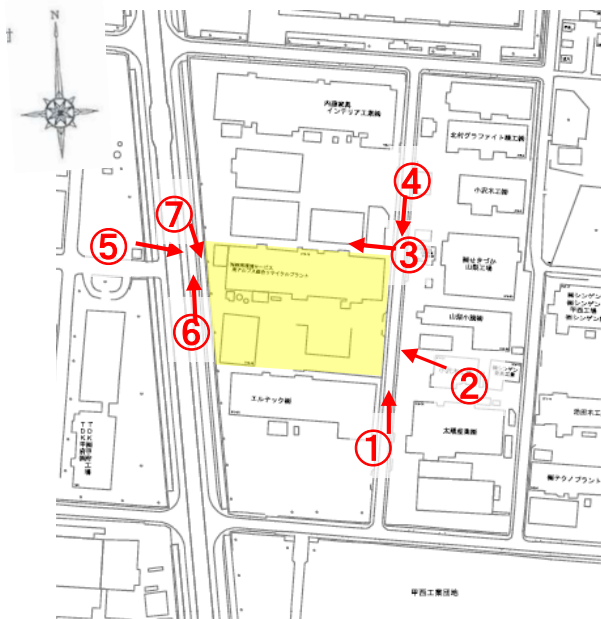
周辺状況図



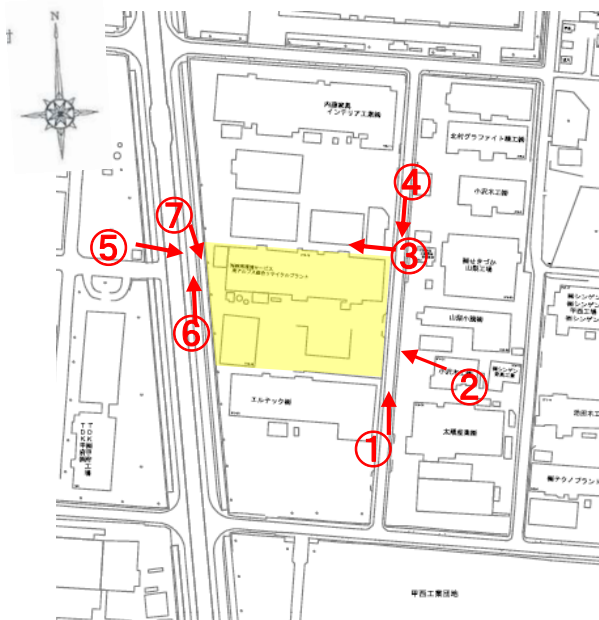
周辺状況図



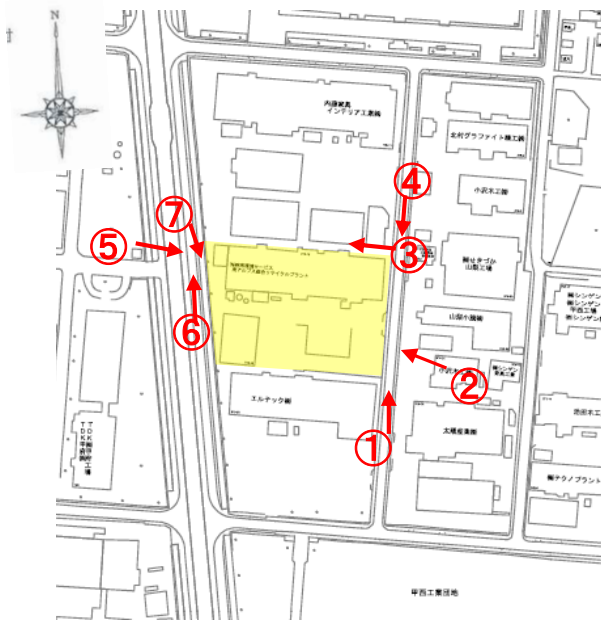
周辺状況写真(1)



周辺状況写真(2)



周辺状況写真(3)



有限会社峡南環境サービス一般・産業廃棄物処理施設に係る敷地の位置の妥当性の検討項目について

1 位置の妥当性

2 搬出入路の妥当性

3 施設計画の妥当性

4 環境公害対策の妥当性

5 地元住民等との合意形成等

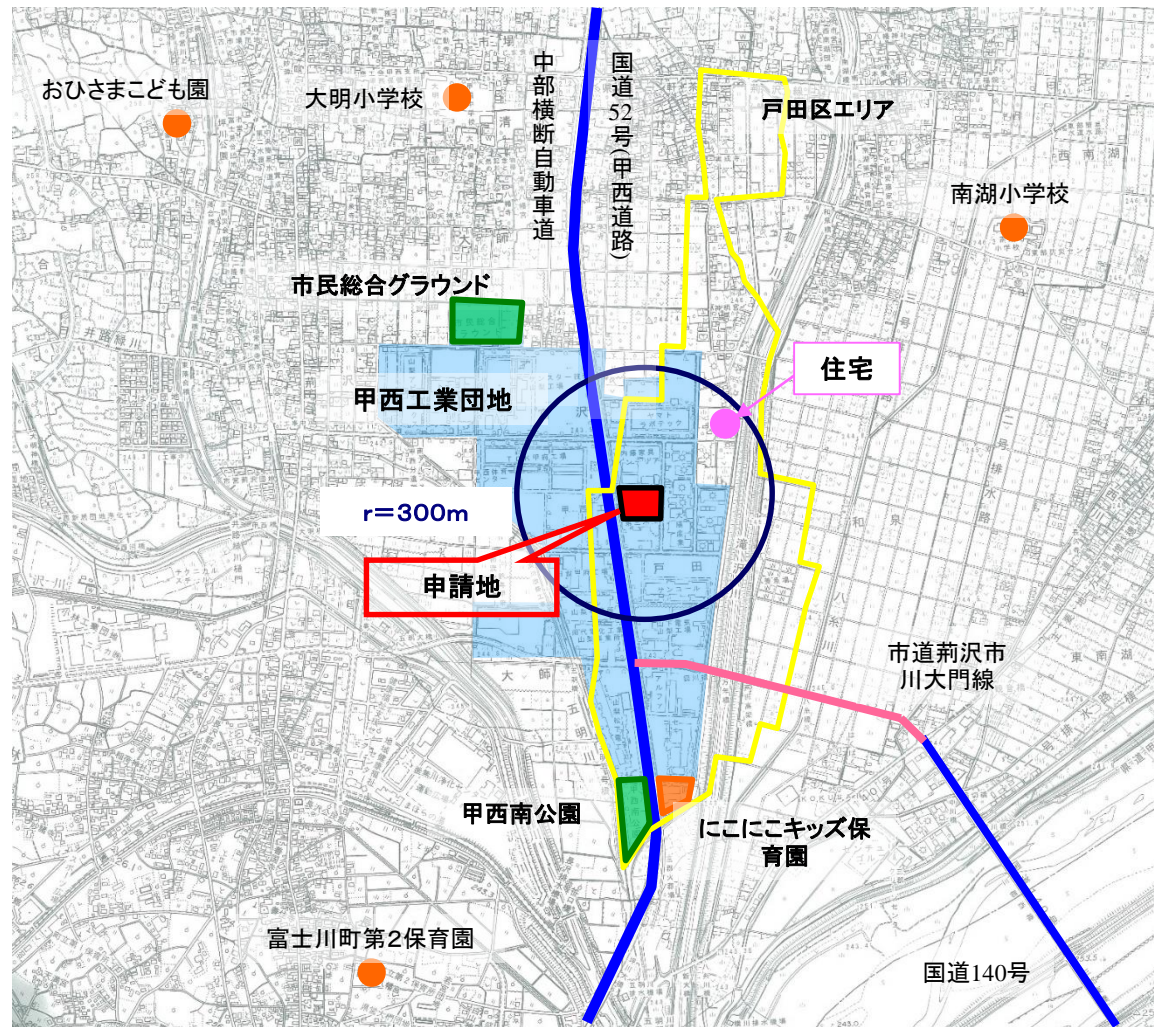
1 位置の妥当性について①



計画地について

- 南アルプス都市計画区域内の工業専用地域
- 甲西工業団地内に位置
- 南アルプス市都市計画マスタープラン主要工業地ゾーンに位置付け

1 位置の妥当性について②



- 半径300m以内には学校、病院、図書館、老人ホーム、保育所、公園等は存在しない。
- 北東側に住宅があるが、説明会を実施し代表して自治会長より同意を得ている。

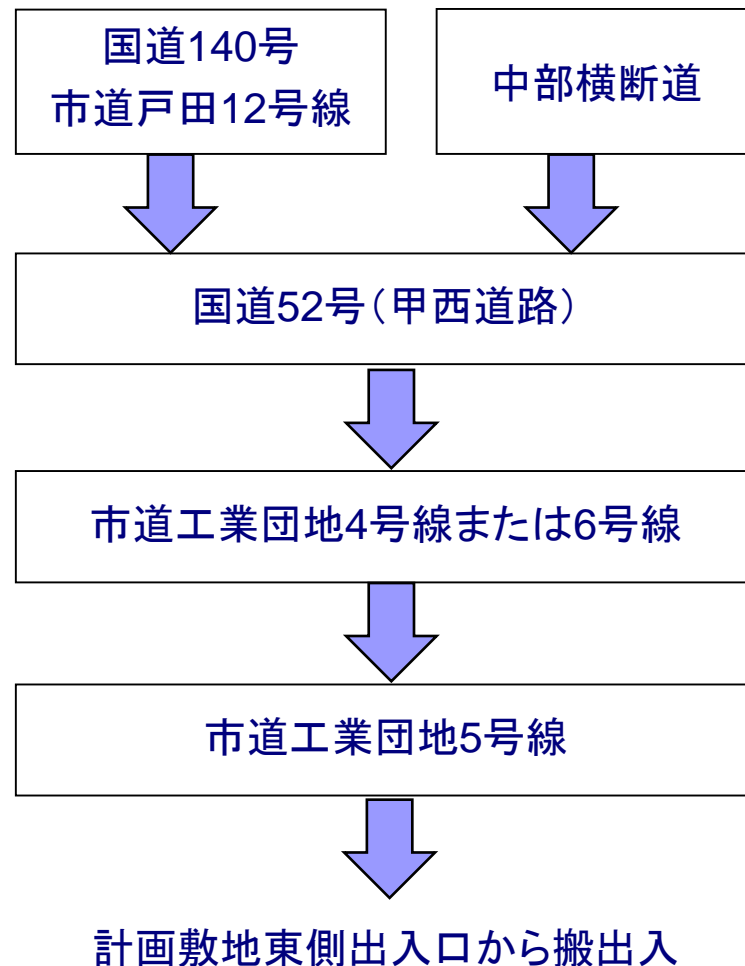
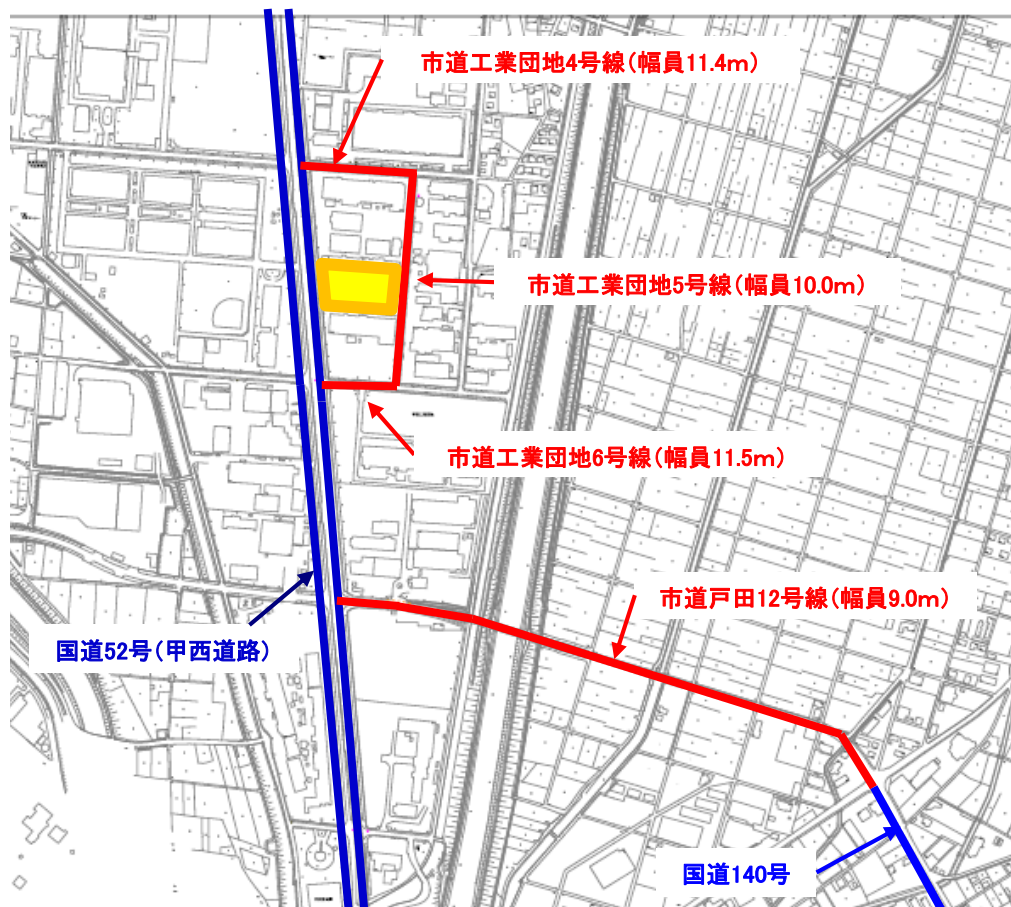
1 位置の妥当性について③

- 計画地は、敷地東側の南アルプス市道工業団地5号線(幅員10m、片側1車線)に接しており、工業団地は隣接している国道52号よりアクセス可能で、団地内は幅員10m以上の市道が整備されている。
- 計画地は、風致地区、国立公園、保安林、河川区域、地すべり防止地域、農用地区域、鳥獣保護区、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害(特別)警戒区域等には該当しない。

以上より、当該計画敷地の位置について支障ない。

2 搬出入経路の妥当性①

- 当該施設の搬出入経路については、次のとおりであり、住宅地内や繁華街を通過せず運搬することが可能である。



2 搬出入経路の妥当性②

- 搬出入車両の増加は約15台／日（現在は1日あたり約64台／日）であり、計画敷地の周辺交通量は18,887台／日であるため、搬出入車両の増加によって周囲に与える影響は軽微であると考えられる。
- 敷地に至るまでの主たる道路は大型運搬車両のすれ違いができる十分な幅員を有していることから、当該道路の円滑な自動車交通に支障が無いものと考えられる。

以上より、新設後の周辺交通への影響は少ないため支障ない。

3 施設計画の妥当性

■ 配置計画

敷地中央の工場内通路に沿って施設が配置されており、明快な動線計画で安全に通行及び作業が行えるよう配慮した配置計画である。

■ 緑化・景観への配慮

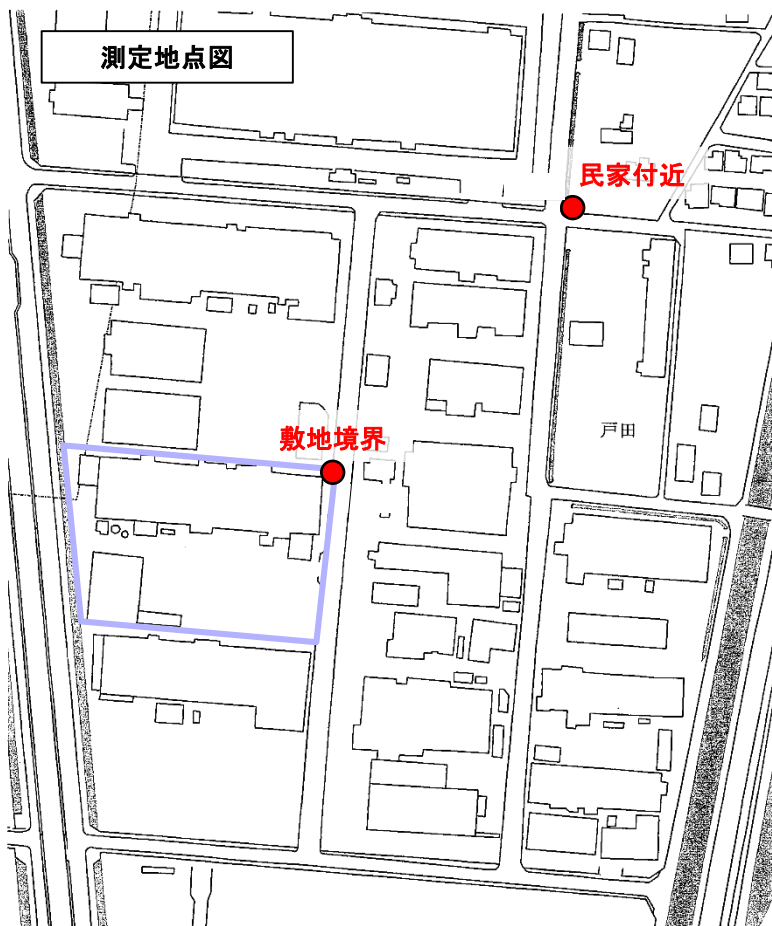
敷地内の緑化率は、山梨県環境緑化条例の基準値(敷地面積の5%以上)を満たす計画となっている。敷地内の既存建築物は景観へ配慮した配色(クリーム色、グレー)としている。

■ 関係法令

山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領に基づく事前協議が終了し、結果通知書が令和4年7月4日付け(環整第940号)で交付され、廃棄物処理法の施設設置許可の手続きが並行して進められている。

以上より、当該計画敷地の施設計画について支障ない。

4 環境公害対策の妥当性① 騒音について



敷地は騒音規制法の規制区域ではないが、北東側の民家付近が第4種区域に指定されているため、第4種区域の基準値を目標値として評価を行った。

| 騒音規制法 第4種区域 | | | | |
|----------------------|----|----|----|----|
| 環境保全の 目標値 (dB) | 朝 | 昼間 | 夕 | 夜間 |
| 敷地境界 予測値 | 65 | 70 | 65 | 60 |
| 民家付近 予測値 | 46 | 46 | 46 | 46 |

測定地のすべての時間帯において基準値を下回っている。

生活環境に影響を及ぼす恐れが少ないため、支障ない。

4 環境公害対策の妥当性② 振動について

敷地は振動規制法の指定区域ではないが、北東側の民家付近が第2種区域に指定されているため、第2種区域の基準値を目標値とした。

| | | |
|-----------------------|---------------|------|
| 破砕施設4 (木くず等) | 54.7dB (1m地点) | |
| 破砕施設5 (蛍光灯) | 53dB (1m地点) | |
| 破砕・溶融施設1 (発泡スチロール) | 55dB (1m地点) | |
| 計画施設予測合成レベル | 59dB (1m地点) | |
| 環境保全の目標値 (第2種区域) | 昼間 | 夜間 |
| | 65dB | 60dB |

計画施設の振動レベル(1m地点)の合成値が基準値を下回っている。

生活環境に影響を及ぼす恐れが少ないため、支障ない。

4 環境公害対策の妥当性③

■ 大気汚染について

破碎施設の稼働により粉塵等の発生が考えられるが、稼働時には散水等を行い周囲への飛散を防ぐ計画となっている。また、搬入・搬出車両についても、増加する量が周辺の交通量に対して僅かであることから、生活環境に与える大気汚染の影響は軽微である。

■ 水質汚濁について

廃棄物処理施設の稼働に伴う排水は発生しないため、周辺環境に与える水質汚濁の影響は軽微である。(事務所からの生活排水は合併浄化槽で処理)

■ 悪臭について

破碎・溶融施設の稼働による悪臭の影響が考えられるが、脱臭装置出口の臭気指数が下限値未満(臭気指数10未満)であることから、生活環境に与える悪臭の影響は軽微である。

以上より、周辺環境に影響を及ぼす恐れが少ないため、支障ない。

5 地元住民等との合意形成等

- 本計画地である南アルプス市戸田区の区会にて説明会を行い、代表して自治会長から施設増設の同意が得られている。

同意日： 令和 4年 5月 17日

- 南アルプス市長より処理施設増設について「支障ない」旨の意見が出されている。
- 南アルプス市都市計画審議会より「都市計画上支障ない」旨の答申が出されている。

以上より、産業廃棄物処理施設の位置について、

都市計画上支障ない。